

〇〇子ども会 会則

1. この会は 子ども会（通称 子ども会）と称します。
2. この会の事務所は、（例：育成会会長宅、町会会館等）に置きます。
3. この会は、（例：町会自治会のエリア、小学校の通学区域、団地等）に住んでいる小学生、中学生を会員とします。 （※未就学児童の入会も可能）
4. この会は、集団活動を通じて、社会性や協調性を育て、助け合いながら成長していくことを目的とします。
5. この会は、次のような事をします。
 - (1) 学習・文化活動
 - (2) スポーツ活動
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 生活活動
 - (5) 社会活動
 - (6) 奉仕活動
6. この会に次の役員を置きます。
 - (1) 会 長
 - (2) 副会長
 - (3) 班 長
7. 役員は、次の仕事をします。
 - (1) 会長は、会を代表し、役員会、総会の議長になります。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長が出席できない時は、会長の代わりをします。
 - (3) 班長は、班をまとめるとともに、会の運営、計画、実行にあたります。
8. 役員は、次の方法で選びます。
 - (1) 会長、副会長は、会員の中からお互いに選びます。
 - (2) 班長は、各班から選びます。
9. 役員の任期は1年とし、再選することもできます。
10. 役員会は、会長、副会長および班長が必要と認めたときに開きます。
11. すべての会議は、出席者の半数以上の賛成で決定します。
12. この会への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、会長

に提出した後、会員となります。

13. 会費は、1人月額△△△円とし、自治会の助成金、その他で運営します。
(※年額で会費を集めることも可能)

14. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

15. この会則は、会員の3分の2以上の希望により、改正することができます。

16. この会が子どもの健全育成活動を推進するため必要とする個人情報の取得、
利用、提供、管理及び開示については、「〇〇〇子ども会個人情報取扱
規約」に定め、適正に運用するものとする。

16. この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。

付 則

この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。